

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月20日

八戸市長 殿



提出者

住 所 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

氏 名 大太平洋金属株式会社
代表取締役 青山 正幸
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3201-6681

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大太平洋金属株式会社
事業場の所在地	青森県八戸市大字河原木字遠山新田5-2
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	鉄鋼業(高炉によらない鉄鋼業)
② 事業の規模	売上高(令和6年4月～令和7年3月) 123億円
③ 従業員数	395名(令和6年3月31日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1、2のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙3のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

	②計画	【目標】 別紙4のとおり		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使 用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】別紙4のとおり			
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t		
	(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄				

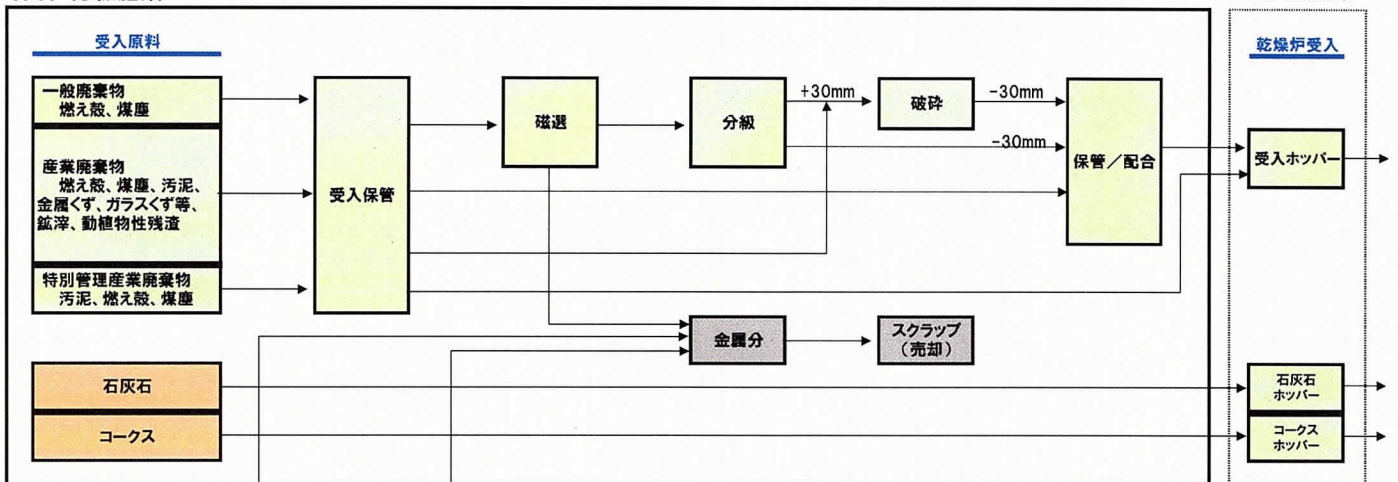
(第6面)

備考

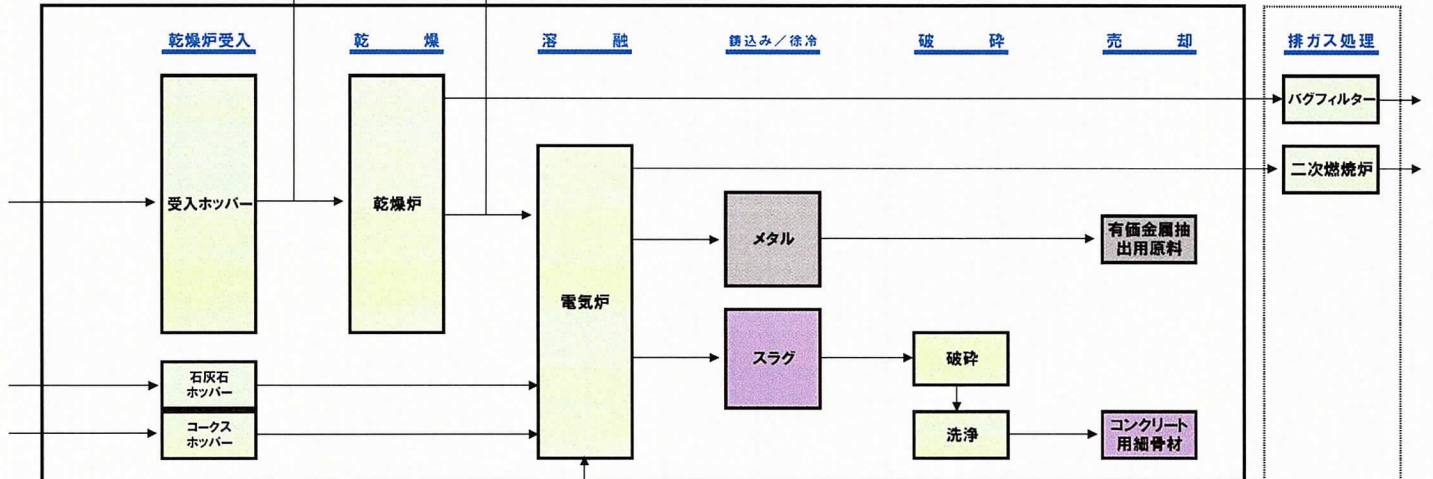
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル施設における一般・産業廃棄物処理 フロー図

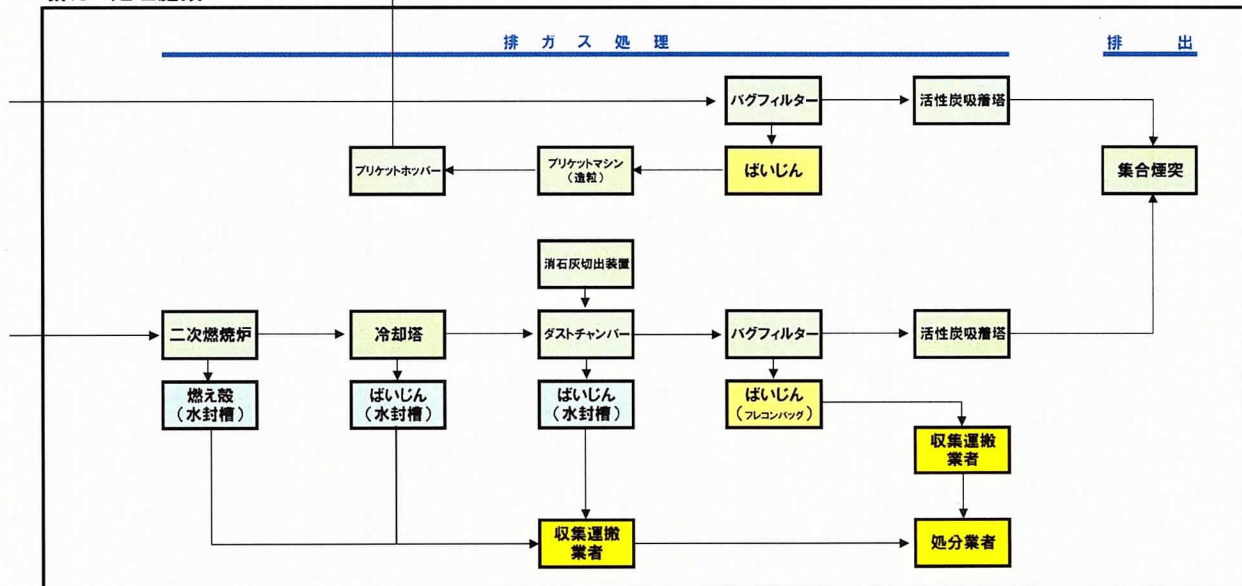
保管・分級施設



乾燥・熔融施設



排ガス処理施設



廃棄物の一連の処理の工程

1. 当社から排出される主な廃棄物は、以下の4種類です。

- ①事業系一般廃棄物である、可燃ゴミ、緑地帯の刈草等
- ②焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル施設から排出される燃え殻（特管）、ばいじん（特管）
- ③試験・分析部門から排出される廃酸（特管）、廃油（特管）
- ④自社生産工程またはその他の工程より発生した産業廃棄物で、主なものとして梱包材やコンベアベルト等の廃プラ類、ガラコン屑、及び廃蛍光灯等及び廃PCB等（特管）

以下に①～④までの処理の工程について記載します。

1) 事業系一般廃棄物

- ・可燃ゴミ及び刈草等

処理業者へ委託処理しています。

2) 焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル施設から排出される特別管理産業廃棄物

- ・燃え殻（汚泥状）

二次燃焼炉下部に設置した水槽から回収されるもので、成分は塩分濃度が高く、金属酸化物が主体です。水槽の堆積物であることから含水率が高く、バキューム車にて運搬し、再生利用業者に委託処理しています。

- ・ばいじん（汚泥状）

冷却塔、ダストチャンバー下部に設置した水槽から回収されるもので、成分は塩分濃度が高く、金属酸化物が主体です。水槽の堆積物であることから含水率が高く、バキューム車にて運搬し、再生利用業者に委託処理しています。

- ・ばいじん（粉状）

バグフィルターから回収されるもので、成分は金属酸化物が主体で、粉状であることからフレコンバッグに回収し運搬し、再生利用業者に委託処理しています。

- ・上記3種類の特管廃棄物は、再生利用業者にて脱塩処理後、焼結機にて焼結し、ISP溶鋳炉にて溶解後、有用金属は回収、スラグはセメント原料等となっています。

3) 試験・分析部門から排出される特別管理産業廃棄物

化学分析で使用された廃酸(強酸)、廃油(引火性)が発生します。発生量は少ないものの特別管理産業廃棄物であるため、再生利用業者に委託処理しています。

4) 生産工程またはその他工程により発生した産業廃棄物

産業廃棄物の種類別に分別し、処理業者に委託処理しています。令和 6 年度は煉瓦、がれき類の特別管理産業廃棄物が発生し、適正に委託処理実施致しました。

特別管理産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

IMS管理責任者 (処分課程修了者)		☐ 廃棄物処理方針の策定 ☐ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
IMS推進委員会 (QMS、EMS、OH&Sの統合委員会)		☐ 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理の推進等について必要な事項を検討する。 ・委員長：品質・環境管理部長 ・委員：IMS推進委員（各課長級社員） ・事務局：IMS事務局
担 当 部 署	廃棄物受託担当 (リサイクル事業開発部)	☐ 廃棄物の受入可否の判断 ☐ 廃棄物受入に係る計画及び契約 ☐ マニフェストの管理
	廃棄物委託担当 (リサイクル事業開発部／ 調達部)	☐ 廃棄物委託契約 ☐ マニフェストの管理
	廃棄物処理担当 (リサイクル事業開発部)	☐ 廃棄物保管施設の維持管理 ☐ 廃棄物処理施設の維持管理 ☐ 廃棄物の適正処理状況の管理
	廃棄物管理担当 (品質・環境管理部)	☐ 廃棄物の受入可否の判断 ☐ 廃棄物に関する管理状況の把握と指導 ☐ 廃棄物処理施設の維持管理状況の把握 ☐ 監督官庁への各種報告 ☐ その他、廃棄物に係る事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制、処理の委託に関する事項

(1) 基本的事項

当社の主力事業は、フェロニッケルの生産ですが、その一方、廃棄物処理業も営んでいます(令和7年度、廃棄物処理業返上)。廃棄物処理業の内容は、フェロニッケルの生産技術を利用した溶融処理であり、汚泥(無機性に限る)、ばいじん等多くの廃棄物の処理が可能です。

当社から排出される廃棄物は、可燃ゴミ、緑地帯の刈草などの事業系一般廃棄物、生産工程及びその他工程より排出される産業廃棄物(廃蛍光灯、燃え殻(煉瓦)、変圧器撤去時に発生する廃PCB等含む)、廃棄物処理施設から排出される燃え殻(汚泥状)、ばいじん(汚泥状、粉状)並びに、試験・分析部門から排出される廃酸、廃アルカリ、廃油です。上記に記載される特別管理産業廃棄物に分類される廃棄物は電子マニフェストを使用(廃PCBを除く)し委託処理しています。

(2) 廃棄物処理施設

当社は、焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル施設の廃棄物処理施設を設置しています。当施設では、廃棄物を処理するに当たってその重量の10%程度が燃え殻あるいは、ばいじんとして排出されます。この理由は、受託廃棄物の多くは燃え殻、ばいじんであり、それらには低沸点金属である亜鉛が含まれています。当社の廃棄物処理は溶融処理であることから、それら低沸点金属は溶融時に蒸気となり、それらが冷却して亜鉛濃度の高い燃え殻、ばいじんとして排出されます。つまり、受託廃棄物量が増えるに従い、その一定割合が廃棄物として排出されることになります。これらの廃棄物は、亜鉛濃度が高いことから、非鉄金属精錬会社にて亜鉛の原料として有効利用されています。よって、当社における廃棄物処理は、廃棄物の減量化と再資源化であるといえます。なお、当施設は令和7年度で業を返上致します。

(3) 試験・分析部門

試験・分析部門から発生する特別管理産業廃棄物は、化学分析に使用した、廃酸(強酸)、廃油(引火性)ですが、これらは全て回収後、廃棄物処理業者に委託処理しています。

・ 令和6年度実績

単位：t

特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻(汚泥状)	ばいじん(汚泥状)	燃え殻(煉瓦)
排 出 量	9.5	9.5	260.8
全処理委託量	9.5	9.5	260.8
再生利用業者への処理委託量	9.5	9.5	260.8

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)	引火性廃油	廃PCB等
排 出 量	1.1	0.02	0.4
全処理委託量	1.1	0.02	0.4
再生利用業者への処理委託量	1.1	0.02	0.4

・ 令和 7 年度計画

単位：t

特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻（汚泥状）	ばいじん（汚泥状）	ばいじん（粉状）
排 出 量	10.0	10.0	10.0
全処理委託量	10.0	10.0	10.0
再生利用業者への処理委託量	10.0	10.0	10.0

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃油（引火性）	廃 PCB 等
排 出 量	1.5	0.1	10
全処理委託量	1.5	0.1	10
再生利用業者への処理委託量	1.5	0.1	10